

令和4年3月25日発信

新型コロナウイルス感染症対策『再拡大防止特別対策』など

I. 年度末、年度始めにおける『再拡大防止特別対策』について

3月21日をもって「まん延防止等重点措置」が終了しましたが、依然として感染確認が続く中で、3月22日以降の対策が決定されました。

年度末、年度初めにおける感染の拡大防止のため、引き続き各施設の実情に応じた感染予防対策や従業員の感染予防・健康管理等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

II. 「Go To Eat 北海道 お食事券」について

道経済部より、「Go To Eat 北海道お食事券」について、連絡がありましたので、お知らせいたします。

「Go To Eat 北海道お食事券」について、重点措置の解除を受け3月22日から店内飲食での利用が可能となったことから、登録飲食店での店内飲食やテイクアウト・デリバリーでご利用いただき、飲食店を応援していただきますようお願いいたします。販売価格や販売場所など別紙資料を参考にしてください。

問い合わせ先

Go To Eat お食事券 利用者用お問合せセンター

TEL 011-350-5922

販売場所や登録店舗詳細は、下記ホームページをご確認ください。

<https://gotoeat-hokkaido.jp/>